## 議会基本条例検証作業部会 検証結果

| 条文  |       | 提出者   | 検証内容  | 検証結果   |
|-----|-------|-------|---|--|
| 第7条 | 議長の責務 | 民主クラブ | 【課題・背景】 令和2年以降、議会のICT化及び情報公開検討部会においてノートPC、タブレット端末の持ち込みについて、また議会情報のオープンデータ化について検討を行った。議会のDX化をより強力に推進し、議会の活動及び議会事務局の業務をより効果的・効率的なものにする取組を恒常的に進めなければならない。 【提出者による解決策】 第7条第2項を以下のように改正する。 2 議長は、議会が区民にとって最良となる意思決定をすることができるよう、議会における物理的及び制度的な環境の整備に努めるとともに、議会改革の推進を図らなければならない。特に、議会における情報処理技術の導入については積極的に推進しなければならない。 | 議会のDXについては、進めていく必要があるとの意見で一致した。一方、条例改正については、「条文化することで、よりDXを進めていきたい」との意見と、「DXのみを取り上げて改正する必要はない」などの意見があり、議論の結果、条例改正には至らなかった。 |

| 条文  |         | 提出者   | 検証内容  | 検証結果 |
|-----|---------|-------|---|------|
| 第8条 | 情報公開の推進 | 民主クラブ | 【課題・背景】 本会議や総括質問についてはインターネット中継がされているが、常任委員会では行われていない。委員会を傍聴できない場合、各委員会の審議状況を知るためにはホームページに議事録が公開されるのを待つことになるが、公開までには時間を要する。また、本会議や総括質問と委員会では情報公開の水準に差が生じている。 【提出者による解決策】 23 区内でも複数の区が常任委員会をインターネット中継しており、技術的には可能である。板橋区議会基本条例の前文にある「徹底した情報公開」のために、常任委員会のインターネット中継についても検討する。 実施時期:令和8年度開始をめざす |      |
|     |         | 共産党   | 【課題・背景】 常任委員会、特別委員会、予算・決算の分科会などのインターネット中継が行われていないことは課題である。<br>【提出者による解決策】 常任委員会、特別委員会、予算・決算の分科会などについて、少しずつでもインターネット中継が行えるよう検討を進める必要がある。これまでの検討では、「時期を見定める」としているが、目標の時期を明確にすべきである。<br>実施時期:改選直後のタイミング  |      |

|        | 条文             | 提出者   | 検証内容   | 検証結果   |
|--------|----------------|-------|--|--|
| 第12条   | 議会報告会          | 公明党   | 【課題・背景】<br>情報発信の在り方、手法、手段について時代とともに変化をしている。議会活動状況の情報提供及び区民の意見・要望の聴取を実現するのに議会報告会という手法・手段が妥当かどうかの検証・検討が必要ではないか。<br>【提出者による解決策】<br>議会報告会の効果・有効性を検討し、「議会活動状況の情報提供及び区民の意見・要望の聴取」が達成可能な手段が他にあれば、議会報告会開催を必須としない旨を定めてもよいのではないか。<br>必要であれば「年1回以上」の条件や議会報告会の定義そのものを修正する。 | 条例改正については、「『毎年1回以上』<br>を削除し、適切な時期に実施できるよう<br>な条文にすべき」との意見と、「現状の条<br>文のまま、より充実した議会報告会を実<br>施していくべき」などの意見があり、議<br>論の結果、条例改正には至らなかった。<br>一方、議会報告会の実施方法・内容等に<br>ついては効果検証が必要であるとの意見<br>で一致した。今後、議会運営委員会を通<br>して議論を深めるべきであり、過去の実<br>施状況やアンケート結果をまとめた資料<br>を提出する。 |
| 第 20 条 | 議会事務局の<br>体制整備 | 民主クラブ | 【課題・背景】 令和2年以降、議会のICT化及び情報公開検討部会においてノートPC、タブレット端末の持ち込みについて、また議会情報のオープンデータ化について検討を行った。議会のDX化をより強力に推進し、議会の活動及び議会事務局の業務をより効果的・効率的なものにする取組を恒常的に進めなければならない。 【提出者による解決策】以下の条文を追加する。  議長は、議会が区民にとって最良となる意思決定をすることができるよう、議会における物理的及び制度的な環境の整備のために必要な予算を区長に求めるものとする。    | 「議会費に必要な予算措置を求めていけるような仕組みづくりが必要であるとして、条例改正すべき」との意見と、「趣旨には賛同するが、I TやDXについての文言上の整理や議長の責務としての妥当性を示したうえで、環境整備や事例研究も必要であるため、現状のまま維持すべき」、「提案の趣旨は、すでに第7条(議長の責務)に包括されている」などの意見があった。議論の結果、条例改正には至らなかった。   |

|        | 条文  | 提出者        | 検証内容   | 検証結果   |
|--------|---|------------|--|--|
| 第 26 条 | 政治倫理  | 自民党        | 【課題・背景】 令和7年度に、板橋区議会においてハラスメント防止の指針が制定された。政治倫理条項において想定していなかった事柄であり、これに配慮する必要がある。 【提出者による解決策】 第26条第2項を新設する。 2 品位を損なう行為にはハラスメントを含むものとする。 | 「ハラスメントは『品位を損なう行為』<br>に含まれることを明確にするため、条例<br>改正すべき」との意見と、「ハラスメント<br>以外にも『品位を損なう行為』と考えら<br>れる範囲は広く、ハラスメントのみを条<br>文化する必要はない」などの意見があっ<br>た。議論の結果、条例改正には至らなか<br>った。 |
| _      | 議会基本条例<br>違反の申し出<br>があった場合<br>の取り扱いに<br>ついて | 議会運営委員会理事会 | 【課題・背景】<br>議会基本条例に違反するという申し出があった際の<br>取り扱いについて、現在特段の規定はない。今後、申<br>し出があった場合に備えて、取り扱いについて検討<br>してはどうか。                                   | 「適切に対処できる根拠を早急に作っていく必要があるため、規定を設けるべき」との意見と、「『違反』に当たるかどうかの事実確認や判断は難しく、新たに仕組みをつくることは現実的ではない」など意見があった。議論の結果、意見の一致はみられず、検討終了となった。                                  |